

令和6年度一般会計予算特別委員会会議録

令和6年3月15日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:36

【 案 件 】

1. 議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから令和6年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

「第10款 教育費」から「第12款 予備費」について質疑を許します。

まず、3月14日に引き続き、214ページ、222ページ、学校管理費、その他の教育振興費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

214ページ、小学校費、222ページ、中学校費の学校管理費の中の電話交換機設定変更手数料についてお聞きいたします。まずは、この内容についてお知らせください。

○教育総務課長

各小中学校の電話機につきましては、導入からの経過年数、耐用年数を踏まえ、計画的に入れ替え作業を行っております。しかし近年、学校が対応すべき課題は複雑化しており、また、保護者、地域住民等からの多様な要望や苦情等により、教職員の時間外勤務の常態化などから、授業の準備等に専念できる時間の不足などが危惧されております。このことから教職員の働き方改革、教育活動向上の観点からも、教職員の勤務時間外の電話対応をなくし、授業の準備等に専念できる時間の確保や、その環境を整備するため電話機自動応答装置、音声ガイダンスの導入を検討いたしまして、その費用、電話交換機設定変更手数料といたしまして、小学校分566万6千円、中学校分130万2千円を要求するものでございます。

○金子委員

この電話がついて、先生方の常態化されている時間外勤務などが緩和されることで大変いいなと思っております。では具体的にどのような設定を行うのか、お知らせください。

○教育総務課長

音声ガイダンスの設定内容につきましては、勤務時間中、勤務時間外、また平日、休日などで対応を区分したいと考えております。まず、平日の勤務時間中については、通話を録音する旨の事前ガイダンスを流した上で通話を行います。このことで、先行導入した他の自治体の例ではありますが、保護者の通話のマナーが劇的に向上したとのアンケート結果がございました。

次に、勤務時間外につきましては、小学校では18時から翌朝7時30分まで、また、中学校では19時から翌朝7時30分までの間、勤務時間が終了した旨のガイダンスを行う設定で、休日等の対応につきましても、勤務時間外と同様に勤務時間が終了した旨のガイダンスを行う設定と考えております。既に多くの自治体で実施されておりますが、本市においては、先行自治体の運用も参考にしながら、令和5年度に機器更新の対象となっていた一部の学校、庄内小学校、庄内中学校、穂波西中学校、内野小学校において、全学校への本格実施を前にした試行運用を実施しております。今後は、その結果も反映した上で、令和6年9月までに全学校で実施できるよう進めていく予定でございます。

○金子委員

現在、もう既に導入されているところもあるけれども、令和6年9月までに全学校で実施できるということですが、勤務時間外については、ガイダンスは小学校では18時から翌朝7時

半まで、そして中学校は19時から翌朝7時半まで、これは全ての小中学校共通で行うという認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課長

今申しましたとおりの設定で、全学校に適用する考えであります。

○金子委員

分かりました。それぞれの学校で違うのではなくて、全ての学校ということが確認できました。では現在、市内4校の小中学校で試行運用をされているということですが、これまでに何か問題があつていれば、お知らせください。

○教育総務課長

本年1月15日の施行開始から約2か月が経過いたしておりますけれども、これまで学校や保護者等からの一切の苦情やトラブル等の報告はございません。保護者の方々や学校関係者については、教職員の働き方改革等へのご理解を示されているものと考えております。

○金子委員

よかったです。一切の苦情がないということで、大変安心しました。私も、夜遅く学校の周辺を車で運行することがありますが、そのときに、まだまだ学校の電気が点いていることをよくお見かけいたします。先生方がどれだけ一生懸命にお仕事をされているのか、体を壊さないのかと、本当に心配するところでもあります。ぜひ、先生方の働き方改革を本気で考えてください。飯塚市は、私はこの前の代表質問で申し上げましたが、教育プログラム等、かなりのカリキュラムがほかの自治体より入っております。それは大変いいことかもしれませんが、時代に合っているかどうか、先生方の働き方がどうなのか、全てを考えた上で取捨選択していただきたい。できれば市長、お考えがあればお示してください。

○教育部長

今質問委員がおっしゃられるように、いろいろなプログラムが今、飯塚市の教育現場のほうで行われております。またその一方、本日ご質問いただいたような形で、働き方改革のほうも進めていっている。そういった中で、先生方が十分子どもと向き合える時間がつくれるように、今後もいろんなところで協議、検討、またいろんな学習プログラムについて課題の整理などを行っていきたいというふうに考えております。

○金子委員

ぜひ、子どもたち、そして教育に関わる先生方が、ゆとりのある生活になるよう取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

次に、233ページ、その他の社会教育総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

233ページ、各種学級・教室講師謝礼金で29万4千円が計上されております。まずはその内容についてお尋ねいたします。

○生涯学習課長

穂波庁舎3階の生涯学習ひろばで実施いたします生涯学習講座としまして、STEAM教育、デジタルデバイド対策、DIYの3分野に係る講座の実施に向けて、予算計上したものでございます。主にICTを活用した講座や体験活動を行うものであり、各講座の詳細を申し上げますと、1つ目に、STEAM教育として、子どもの成長段階に応じたプログラミング講座、2つ目に、デジタルデバイド対策として、スマホの基本操作や日常生活でよく使用する各種アプリの活用に関する講座、3つ目に、DIYとして嘉穂無線ホールディングスとの包括連携協定を活用したものづくりに関する講座、以上となっております。

○金子委員

お話をお聞きしますと、穂波庁舎の3階で実施する講座ということなんですけれども、中央

公民館や各交流センターで行っている講座とどう違うのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

穂波庁舎3階では、体験型キャリア教育の実施に使用するパソコンやWi-Fi環境を生涯学習ひろば用として整備しております。そのため、それらのICT機器や環境を有効に活用し、プログラミング的思考を育むための講座や急速に進展するデジタル技術を活用していくための講座を主に実施するものでございます。

○金子委員

この教室、学級の対象者についてお尋ねいたします。

○生涯学習課長

先ほど申し上げました3分野ごとの講座の対象者としまして、STEAM教育、DIYに関しましては、小学生、講座内容に応じて低学年、高学年、全般に分類いたしますが、デジタルデバインド対策に関しましては、広く一般市民を対象としております。

○金子委員

STEAM教育とDIYに関しては小学生、そしてデジタルデバインド対策については一般市民というふうにあります。この一般市民の中には障がいのある方も含めて参加ができるような講座というふうにも考えてよろしいでしょうか。障がいのある方々の学びや交流の場になるための合理的配慮などを行っているかどうか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

生涯学習講座等の参加者募集に関しましては、障がいの有無に関係なく行ってまいりました。そのため、障がいのある方々のみへの合理的な配慮というわけではございませんが、令和5年度に実施した多くの講座におきまして、飯塚市公式LINEの予約機能を活用したオンラインでの参加申込を可能といたしまして、また、オンラインでの申込みが難しい方につきましては、電話やファクス等でも柔軟に対応することといたしております。

○金子委員

今の話を聞くと、障がいのある人でも受入れられるというふうには聞けるんですけども、実際に今この状況で障がいのある人たちが参加できるのでしょうか。インクルージョンとか言いながら、全く整備が私は整っていないというふうにも考えます。スポーツにしてもそうですし、文化にしても障がいのある人たちへの合理的配慮がある飯塚市とは、私は程遠いと思います。障がい者計画の中でも、しっかりと文化やスポーツに入っていけることというふうには書いてはおりますが、実際には各施策の中で障がいのある人たちが本当に取り残されている。一つ一つの課が、もう少しというか、真剣に本気で全ての人に対応できる施策を考えていただけたらというふうに思っております。障がいのある方々の学びや交流の場を提供して、施設を使用してもらうことが何より大切だと思いますけれども、障がいのある方々を対象にした講座の計画については、どのようにお考えなのか、お示しください。

○生涯学習課長

障がいのある方々に講座に参加していただくためには、障がいのある方々にとって、一緒に学習する友人や仲間がいない、知りたいことを学ぶための学習の場や学習プログラムが身近にないなどの課題があるとは考えております。そのため、障がいのある方々のみを対象としたほうがよいのか、障がいのない方も対象として含めたほうがよいのかというようなことも含め、まずは関係部署、施設との協議を行い、障がいのある方々のニーズを把握しながら検討してまいりたいと考えております。

○金子委員

デジタルデバインドに関しましては、特に高齢者に関して、すごく力が入っているなどと思います。本当にいい施策だと思います。それと同様に障がいのある方への、それぞれの障がいに合わせたデジタルデバインドを進めることが必要ではないでしょうか。視覚障がいを持たれた方、

聴覚障がいを持たれた方、知的障がいのある方、様々な、その障がいに対しての、AIを使うこと、それを進めることが、この飯塚市のデジタルデバイドを積極的に進めることではないかと考えております。文科省も障がい者の生涯教育については力を入れております。特別支援学校を卒業した後も学びのある場を進めるようにというふうに文科省も言っております。障がい者計画の中でも、学校卒業後も障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり維持、開発、伸長するため、効果的な学習や支援を行い、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援することが必要ですと明記してあります。これは障がい者福祉だけでなく、全ての部、全ての課に関わることだと考えます。ぜひ庁内での関係部署、また関係機関を連携して行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、235ページ、コミュニティセンター改修事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

235ページ、コミュニティセンター改修事業費についてお尋ねします。イイヅカコミュニティセンターは、建設から年数がかなり経っていると思うんですけども、この間、どのような維持管理を行ってきたのか、また修繕の状況についてお尋ねします。

○生涯学習課長

イイヅカコミュニティセンターは平成8年4月に開館し、今年、令和6年3月で築28年となります。この間、空調設備などの各種機械や配管、衛生設備等が老朽化しており、計画的な修繕や突発的な緊急修繕への対応を行っているところでございます。また、最近の修繕状況でございしますが、直近3か年の修繕実績で申し上げますと、令和3年度が屋上冷却塔充填材取替修繕、1階低圧ケーブル配線配管取替等修繕などの11件の修繕、令和4年度が非常用発電設備修繕、空調電源ほか設備工事、吸収式冷温水発生機補修工事など14件の修繕、本年度は電力監視装置取替修繕や消防用設備修繕、空調機修繕など、1件増えておりますけれども、12件の修繕を行うなど、このような状況となっております。

○石川委員

市民の大切な施設ですので、しっかり修繕と老朽化の対応はしていただきたいと思っております。それでは、今後、実施予定の改修工事等について、どのように計画を進めているのか、今後の工程もあわせてお尋ねします。

○生涯学習課長

イイヅカコミュニティセンターは、中央公民館、飯塚図書館、男女共同参画推進センターからなる複合施設でございます。改修事業を進めるに当たっては、今年度、令和5年6月から設計業務を開始しており、本年、令和6年5月までの委託期間中に業務を完了、その後、業者選考を経て契約を締結し、来年、令和7年1月から本工事の施工を開始する予定となっております。なお、資材発注等の事前準備のため、実際に工事に入るのは令和7年5月頃を予定しております。その後、約9か月間、コミュニティセンターが使用できなくなりますので、図書館指定管理者、サンクスなど、関係団体及び関係各課等と現在も事前協議を進めているところでございます。

また、サークルをはじめ、コミュニティセンターを定期的に利用する方々への事前周知も十分に行いながら、本事業を推進しておるところでございます。

○石川委員

次に、先ほど答弁にあった実際に工事に入ったときの対応に関して、図書館やサークルでの利用、また各種イベントや貸室の利用など、コミュニティセンターは市民の方に様々な目的で利用されていると思いますが、そのような現在のコミュニティセンターが持つ機能は、改修工事期間中はどうなるのでしょうか。

○生涯学習課長

図書館なども含めて、市民向けサービスの施設改修中の対応に関しましては、図書館機能の代替施設への移管などのほか、中央公民館サークルやその他の関係団体につきましては、交流センターなど、他公共施設の会議室等を利用・移転いただくことにより、施設休館中でもその影響ができる限り少なくなるよう、その対応方法につきましても関係各課等と協議をしているところでございます。

○石川委員

それでは、コミュニティセンターの1階に所在する生涯学習課や図書館などの事務室は、改修工事期間中はどこに移転するのでしょうか。

○生涯学習課長

先ほどの答弁と一部内容が重複いたしますが、コミュニティセンター改修工事に伴う休館期間中につきましては、穂波支所等、他の公共施設の空きスペースや会議室等へ移転できるように、現在も関係部署と協議をしているところでございます。

○石川委員

移転に関する費用は、この予算に含まれているのかどうか、お尋ねします。

○生涯学習課長

移転引っ越し等に関する経費につきましては、令和6年度予算には含まれておりません。

○石川委員

それでは、改修工事がどのような内容となっているのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

改修工事の概要でお答えいたしますと、1つ目に、受変電設備等を含む空調改修工事、2つ目に、給排水衛生設備等を含むトイレ改修工事、3つ目に、外壁改修工事、4つ目としまして、1階エントランスホールの特天天井改修工事、5つ目としまして、1階の生涯学習課等及び図書館事務室のOAフロア改修工事、6つ目としまして、図書館内2階吹き抜け部の防音対策工事、7番目としまして、3階のサンクスホール改修工事となっております。主に建物の基本的な設備機器等の老朽化に伴う更新を行うものでございます。

○石川委員

ただいまの工事の内容の中で、3階サンクスホール改修工事が含まれていますが、どのような工事を実施するのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

コミュニティセンター3階のサンクスホールは、現在、男女共同参画推進センターサンクスの一部施設ではございますが、啓発ポスター等の掲示や各種イベント開催時以外での利用が少ないことから、コミュニティセンター来館者の皆様も、図書館や貸室以外でも自由に交流等ができるスペースとして整備することといたしております。

○石川委員

図書館や学習室では、なかなかおしゃべりができたり、交流したりすることができませんし、わざわざ中高生が貸室をして、何かお話しするといったことはできないと思いますので、そういう中高生、大学生などが商店街でお弁当を買って、食べられたりというスペース、ちょっと簡単にできるようなスペースがあるということはとてもいいことだと思います。最後にコミュニティセンターは図書館をはじめ、各種サークルでの利用など、様々な市民団体が利用していますが、そのような利用者から施設改修に関する意見、要望などを取り入れるといった考えがあるのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

今回の改修事業につきましては、施設の老朽化に伴う各種設備機器等の更新が主な内容でございますので、そのような部分に対するご意見など、利用者の方からお聞きし、取り入れると

いう考えは、今のところ持つてございません。なお、様々な機会を通じて、施設利用者である市民・団体の皆様から出された要望等につきましては、今後、改修事業を新たに計画するに当たっては、その有効性等を吟味、検討してまいりたいと考えております。

○石川委員

機能的にしっかり機能する設備を備えていただいて、時代に合った、ニーズに合った利用者の、省エネや環境に配慮された、あとまた合理的配慮はもちろんのこと、配慮された施設にしていきたいと思います。それに加えて、制限のないフリーWi-Fiの設置や、利用しやすい学習室の整備など、施設利用者の要望も、ぜひ今後の改修計画に反映していただきたいと思います。

○委員長

次に、236ページ、その他の公民館費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

236ページ、資料では51ページになりますけれども、自治公民館等建築補助事業費についてお伺いいたします。まず、自治公民館等建築補助金について、事業の推進の目的をお願いいたします。

○まちづくり推進課長

自治公民館の新築、改築、増築または改修する場合には、自治公民館等建築補助金交付要綱に基づき、建築工事の一部を補助するものです。自治会による地縁的な活動、社会教育活動、福祉活動等の振興を図るため、自治公民館を自主的に維持していくことを目的としております。

○光根委員

では次に、補助金の算定基準はどのようなものか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

算定基準につきましては、世帯数、建築面積などの条件により補助金の限度額を設定しております。新築及び改築の補助基準につきましては、補助単価に世帯数に応じた建築面積を乗じて算出した額の100分の45、補助対象経費を算定した額の100分の45の低いほうの額で補助金を交付いたしております。また、増築及び改修工事につきましては、補助限度額を400万円までとして、補助対象経費に100分の45を乗じて得た額を補助金で交付いたしております。

○光根委員

直近の3年間の申請件数及び補助額をお願いいたします。

○まちづくり推進課長

直近3年で、令和3年で改修5件、403万1千円、令和4年で改修13件、1048万5千円となっております。また本年度、令和5年度、年度途中であります、9件の改修で577万円を補助しております。

○光根委員

ちょっと確認ですけれども、資料によると令和6年度は7館分、940万7千円が計上されておりますけれども、こちらも全て改修ということでしょうか。

○まちづくり推進課長

改修になっております。

○光根委員

自治公民館は地域コミュニティの重要な拠点でございます。災害時などに地区避難所となっているところも多くあると思います。自治公民館の維持に対して安全性はもちろん、建て替えの重要性については、市はどのように考えているのか、教えてください。

○まちづくり推進課長

質問委員の言われますとおり、自治公民館につきましては、地域住民にとりまして重要なコ

コミュニティ施設であり、自治会活動の拠点であります。また、災害時におきましても、地区避難所としての役割もあることから、安全で利用しやすい施設が求められております。自治公民館の維持につきましては、自治会長を中心として地域の方々のご意見等を聞きながら、安心・安全な施設、そして地域の方が集まりやすい施設となるよう努めてまいりたいと思います。

○光根委員

自治公民館は地域住民にとって最も身近な社会教育の拠点であり、また交流の場として重要な役割を担っている場所でございます。近年、自治会加入率が年々低下している状況におきまして、自治公民館の新築や改修などの費用を確保することが難しくなっている状況であると考えます。今後とも、各自治会の要望等を的確に把握されまして、継続した支援をよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、244ページ、その他の保健体育施設、保健体育総務費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

244ページ、保健体育総務費、その他の保健体育総務費で、資料をいただいているやつのスポーツツーリズム推進事業費に関連してお尋ねいたしますけれど、総合体育館ができて、その後の利用状況はどうなっておるのか。それと、利用の際の基準がどういうふうになっておるのか、利用できないものはどういうものがあるのかですね。分かりやすく言えば、具体的に利用できないスポーツがどんなものがあるのかも、述べていただきたいと思います。それとイベントとか集会等で利用できるのかどうか、その点についてもお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

総合体育館の利用者数ですが、今年度、オープンの日、4月15日オープンでしたけれども、その日から2月末日までの集計となりますが、17万人を超える状況となっております。これは昨年度、第1体育館、それと第2体育館、これを合わせた利用者数、こちらのほうが7万6711人でしたので、2倍以上の利用状況ということになっております。その中で特にトレーニング室の利用者が増加しております。昨年度の第1体育館、こちらのほうが約1万5千人でございましたけれども、こちらのほうが2月末日までの集計ですけれども、5万6千人を超えております。約4倍のペースで増加したというところでございます。

2点目のご質問でありました、体育館を利用できる、できないの基準がどうなっているかということでございますけれども、こちらのほうは、まず、最初に条例で利用ができないこととこのを定めております。まず1つ目、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。2つ目、体育施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。3つ目、集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。4つ目、前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるときとなっております。この中で具体的にどういうことができないかということでございますけれども、その中で言えば、体育施設、附属設備等を損傷するおそれがあるものとして、アリーナで野球やサッカー、ゴルフなど、通常屋外であることを想定したスポーツ、こちらのほうで床や壁を損傷する可能性が高い行為として、こちらのほうは認めておりません。また、火災の危険があるということから、館内での火気を利用する行為、こちらのほうも併せて禁止とさせてもっております。

それと最後に質問がございましたイベントや講演会、こちらのほうでございまして、スポーツ以外の利用として、こういうイベント、講習会、こちらのほうの利用も可能でございます。

○道祖委員

利用できるスポーツの室内競技に限るということになってくるんだろうと思いますが、室内競技のどの範囲までできるのかとかいうのはあるんですか。室内競技とは何ぞやというのが、

まず一つあるんですけど、室内競技でもいろいろあると思うんですけど、この室内競技でもこれはできませんというものはあるんですか。それとも、全ての室内競技ができるんですか。

○スポーツ振興課長

今、スポーツの中で室内、屋外、いろんな競技がございまして、新たなスポーツというのいろいろ生まれております。ただし、今回、体育館建設に当たりまして、屋内でできるスポーツというものに対しては、極力できるようにということで設計から建設に至っております。ですので、私を知る限り、屋内でできるものについては総合体育館で利用が可能というふうに考えております。

○道祖委員

室内競技をする人が申込みをしますと言ったときに、該当するかどうかというのは、室内競技をやっている人は該当するんだと思って申し込むんだろうと思いますけど、それで全部受け付けるんですか。というのは、ぱっと見たときに、何と何に利用できますよというような案内はあるんですか。体育館はこういう形で使えます、室内競技は使えます。室内競技とは何ぞやとって一覧表がずらっと出るとか、というふうになっているんですか。室内競技で一括りにすれば、スポーツをやっている人たちは理解できているから、そんな案内は要らないというふうに思っているんですか。丁寧な案内をするべきではないかと思っているんですけど、そういう丁寧な案内をしていますか。

○スポーツ振興課長

委員のご指摘のような、この競技はできて、この競技はできないというような、一覧に整理したものというものはございません、現状ですね。

○道祖委員

例えばこういうスポーツはできますということを、一応書いていて、利用ができるかどうか分からないものについては、受付にお尋ねくださいとか、そういう優しさは必要ないんですか。

○スポーツ振興課長

体育館の案内というかホームページ等々では、ある程度できることというところだけ、できることというのは明確にしているものみの記載となっております。そのため今、委員がご指摘のある分、また、そういうことを、私どものほうもいろんなご意見を集約した中で、分かりやすい掲示というものを今後進めていきたいと思っております。

○道祖委員

意外と周りの人から、周りの人というのは近所の人ではなくて、いろいろなスポーツをやっている各団体の人から、飯塚市の総合体育館、新しくできて利用したいというお願いごがあるんですよね。一応、お願いするけれども、受付のほうにお願いするけれど、今、ご答弁いただきましたように、以前よりも利用者数が多くなって、意外と大会やらで日程が詰まっているということで、非常に喜ばしい状況なんですけれど、だけどそれがためか知らないけれど、受付の人に、こういうスポーツをやりたいんですがということを言ったときに、思い込みの違いかも分かりませんが、できるスポーツをできないというふうに言われたというような苦情もありましたので、ちゃんと受付の窓口で何ができて、忙しいのはわかりますよ、そんなに利用されて、うれしいことですけどね。ただ、門前払いされたという苦情もありますので、細かくは言いません。言いませんけど、対応をよろしく願いいたします。

○委員長

次に、247ページ、保健体育施設整備事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の247ページ、概要書の53ページ、市民公園運動広場施設整備費についてお尋ねします。まず、本整備事業の概要について説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

市民公園運動広場施設整備につきましては、体育館の隣にあります運動広場、こちらのほうの周囲に新たに防球ネットを設置する費用と、老朽化しているバックネットを更新する費用を計上いたしております。これは運動広場で野球やソフトボールをした際に、駐車場や、歩行通路にボールが飛んでいくことを防ぐために、今回、この整備費用を計上したものでございます。

○赤尾委員

では、このほかにこの市民公園での整備はどうなっているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

市民公園のスポーツ施設ゾーンにおきましては、先ほど言いました工事のほかに、令和6年度はテニスコート横にあります屋外トイレの改修を予定いたしております。このトイレは、平成5年に設置したものですけれども、和式トイレとなっておりますので、これを洋式に変え、多目的トイレの再整備、それと外装全体のやり直しを行う予定でございます。これはテニスコートのリニューアル、体育館の供用開始、これに加えて周囲をウォーキングする方が増加していること、それと運動広場にあった古いトイレを廃止といたしましたので、この屋外トイレの重要性が高くなっておりますので、このトイレを快適に使いやすくリニューアルするものでございます。

○赤尾委員

では、この整備費用の科目といたしますか、財源はどうなっているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

防球ネット設置及びバックネット更新に係る費用の財源につきましては、スポーツ振興くじの地域スポーツ施設整備助成金を活用する予定でございます。こちらのほうは、補助率が事業費の3分の2、上限が2千万円という補助事業でございます。

○赤尾委員

令和6年度、来年度予算で約4350万円計上されていて、本年度は、令和5年度、3290万円事業費として計上されていますけど、これは同じ内容の事業なんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:42

再 開 10:43

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

失礼しました。本年度、令和5年度の工事につきましては、市民公園の横に古い倉庫がございました。こちらの解体費、それとトイレの解体費、それと弓道場の解体費、こちらの費用でございます。

○赤尾委員

それでは、最後にちょっと要望になりますが、市民公園については総合体育館が完成し、今後、各種のスポーツイベントの企画、大会誘致が行われ、市内外からの人の交流が活発になるものと予測します。また、スポーツ関連施設を中心に、このエリアの光景も大きく様変わりし、本市の新たな注目スポットとなりつつある中で、スポーツ施設の整備はもちろん必要であると思いますが、併せて周辺の公園整備も進めていく必要があると考えます。今年度は公園整備に関して市民参加のワークショップも開催され、多様な意見と市民のニーズを聞かれていることと思っておりますので、早急な公園整備の計画策定と実施を要望し、この質問を終わります。

○委員長

次に、247ページ、グラウンドゴルフ場整備事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

247ページでございます。グラウンドゴルフ場の整備についてお尋ねいたします。現在建

設中のグラウンドゴルフ場の規模、そして公認コースになるのかどうか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

現在整備中のグラウンドゴルフ場でございますが、敷地面積、こちらのほうが約2万2千平米、コースは全面芝、コース面積が約1万5千平米、グラウンドゴルフの4コース設置、1コースが8ホールのため全32ホールといたします。先ほどありました、こちらのコースでございますが、公認のグラウンドゴルフ場となる予定でございます。駐車場が118台分を確保し、クラブハウスやシェルターを設置いたします。このクラブハウスでは施設の利用受付とともに、プレーヤーが休憩するスペースとして活用をしていただく予定でございます。

○光根委員

では、大会の開催の考えについてお願いいたします。

○スポーツ振興課長

公認の4コースを設置いたしますので、いろんなレベルの大会にも対応することが可能と考えております。ですので、今後いろんな大会の誘致を含めて、老人クラブやグラウンドゴルフ協会の方たちと協議を進めてまいりたいと考えております。

○光根委員

今後のスケジュールを教えてください。

○スポーツ振興課長

現在、整備工事を行っているところでございますけれども、工事、こちらのほうは9月末に終わる予定でございます。10月に開館準備を行い、10月後半に落成式、また市民の皆様へお披露目会として市民大会を開催し、11月1日よりグラウンドゴルフ場として供用開始を予定いたしております。

○光根委員

では、管理及び利用方法について開錠時間、また管理体制はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

開場時間は9時から17時まで、休館日は他のスポーツ施設同様12月29日から1月3日までといたします。管理は今回直営管理とし、会計年度職員とシルバー人材センター等への委託と合わせた体制で、受付や日常清掃、芝管理を行う予定でございます。

○光根委員

利用料金はどうなっておりますか。

○スポーツ振興課長

グラウンドゴルフでは4コースプレーする場合、約2時間半の時間となります。そのため今回、1回を3時間とし、一般で1回が200円、65歳以上の方、障がいをお持ちの方は100円とします。また、多くの頻度で利用する方には、会員料金を設定いたしまして、1か月一般の方で1千円、65歳以上の方と障がいをお持ちの方、こちらのほうは500円といたします。ほかにも回数券や占有使用の場合など、利用者のニーズに合わせた料金設定を行います。なお、市外の方は料金が倍となります。

○光根委員

予算では器具費1819万円が計上されておりますけれども、どのようなものを予定しているのでしょうか。また、クラブなどの道具のレンタルなどがありますか。

○スポーツ振興課長

今回器具費として計上している主なものとしたしましては、芝管理のための草刈り機、クラブハウスに設置するロッカーや机、椅子、そして利用者用の冷蔵庫なども設置を予定いたしております。今ご指摘のありましたレンタル用のクラブ、こちらのほうのグラウンドゴルフの道具も購入予定でございます。

○光根委員

市内各所におきまして、多くの高齢者の方がこのグラウンドゴルフを楽しんでおられます。今回完成するとなると、大変期待されていることかと思えます。ぜひとも、この期待を裏切らずに、喜ばれる施設整備をしていただきたいと思います。

○委員長

同じく247ページ、グラウンドゴルフ場整備事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

グラウンドゴルフ場については、ただいま同僚議員のほうで質問をされましたので、私はグラウンドゴルフ場の落成記念式典について、その内容について要望といいますか、述べさせていただきます。私も自治会の老人会のグラウンドゴルフに参加したことがあるんですけども、そこで感じたことは、女性の方が多いなということが一番初めです。そして、女性の方々が笑顔でプレーをされているというのが非常に印象的でした。このようなスポーツはなかなかないと思うわけですが、そこで提案ですけれども、落成の式典というのは、堅苦しいという感じがあるんですけども、そこでプレーも一緒にできるような式典を開催してはどうかと思います。市民の皆さんは、特に高齢者の皆さんは、このグラウンドゴルフ場の開場に大きな期待を持たれております。そのオープンにふさわしいような屋外での参加型の落成式というようなものを検討していただけないでしょうか。この予算、落成式の予算ということについてでも、全ての予算についてもですが、結果も大事だと思いますけれども、その取組や過程、その姿勢というものも大いに評価すべきだと私は思っております。ということで、今回、数々の予算審議をしておりますけれども、私は、決算委員会がいずれありますけれども、そのときは結果というよりも、その内容を重視して、しっかり検証させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑について、質疑時間が終了した委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:53

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

次に、「歳入」の質疑に入ります。歳入については、一括して質疑を行います。

初めに、質疑通告されております54ページ、寄附金、一般寄附金について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の55ページ、概要書の6ページです。ふるさと応援基金繰入金、企業版ふるさと応援基金繰入金について質問させていただきます。ふるさと応援基金の減少理由についてまずお尋ねします。54ページ、令和6年度当初予算ではふるさと応援寄附金の受入額が前年度の100億円から50億円と半分になっておりますが、この理由について、ご説明ください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和5年6月27日付、総税市第65号において総務省より通達がございました。令和5年10月1日から、ふるさと納税の募集に係る経費については全ての経費を含め、50%以内とするよう指示がありました。令和4年度の実績で申し上げますと、全体経費は寄附額に対する65%、残る35%が市に残るお金となっております。これを全体経費50%以内とするに

当たりまして、例えば、ほぼ100%の寄附金を呼び込んでおります各ポータルサイトの利用料など、寄附額増加の取組として行ってきたものをやめるわけにはいきません。そこで、総合的に判断しまして、寄附額の値上げに踏み切ることといたしました。その結果、総務省基準がスタートしました昨年10月以降、前年同月の寄附額と比較した結果、10月におきましては、前年比37.8%、11月につきましては、前年比32.5%、12月につきましては、前年比55.5%と、全て前年比を下回り、平均で45.6%となっております。この実績値に基づきまして、令和6年度の当初予算を減額とさせていただいております。

○赤尾委員

総務省の制度改正により、寄附金に係る経費が寄附額の50%以内にしないと通達があったと。本市としてはこれまでかかっていた経費を65%から50%へ削減する必要がありましたということですね。それに対処するために寄附単価の値上げをして、50%以内に抑える、要するに単価を上げて、総額を大きくして、要はその経費率を抑え、そのまま保った、確保したということですね。という判断をせざるを得ない状況となったと。結果として、寄附単価を上げたものですから、売行きが悪いというか、要はその売上げが下がったというか、結構影響が大きくて、寄附金収入が減少しましたと。令和6年度の予算としては、ちょっと売上げが下がったんですがそれをベースに計上していると。このような認識でよろしいでしょうか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

そのとおりでございます。

○赤尾委員

予算上だけで比較すると100億円の半分、50億円ですので、なぜいきなり半分になるのかという疑問でしたが、理由はよく分かりました。それでは、寄附金のうち、市の財源となるお金についてはどのようになる見込みなのか説明してください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

事業に活用できます財源といたしましては、当該年度の寄附額については、一度基金に積立てを行いまして、当該年度の募集経費など事務経費を除いた額を次年度に活用するというふうになっております。令和6年度当初予算における活用額につきましては、約35億円と見込んでおりますが、令和7年度に活用できる額は25億円となりますので、令和7年度以降に活用できる財源が、比較しまして、10億円の減額となる見込みでございます。

○赤尾委員

これあくまで見込みなので、例えば50億円で計上されていますけど、これは60億円になれば30億円になるわけですね。そういう形なので今後の努力次第では、もっと市の財源となる部分が増えていくという認識でいいですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

そのとおりでございます。

○赤尾委員

それでは令和6年度当初予算における寄附金の減により、その減の影響が令和7年度以降の予算に活用されていくということが理解できました。私は人気となる返礼品次第では、まだまだ伸びる可能性も残されていると思いますので、できる限り、寄附が増加するように引き続き取り組んで頂きたいと思います。また同時にいろんなアイデアや工夫を用いた募集経費の削減、また事業者と連携した寄附単価の抑制、これも同時に検討していただきたいと思います。

では次に、個人版のふるさと応援寄附金は前年度の半分になっていますが、企業版のほう、企業版ふるさと応援寄附金のほうは、前年度2千万円から4千万円と倍増しています。これについて説明してください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

企業版ふるさと応援寄附金につきましては、さきの決算特別委員会でもご説明しました答弁

の繰り返しとなりますけれども、これまで寄附を頂いた企業様をはじめ、福岡県人会を通じた広報活動や、本年度より新たに企業版ふるさと納税のポータルサイトを活用するなど、新規獲得に向けて取り組んでいるところでございます。その結果、令和5年度につきましては、労働力不足の解消に向けた人材育成への取組に対する、5千万円の寄附を頂くなど、現在までに1億円を超える企業版ふるさと納税の寄附を頂いております。しかしながら、個人版ふるさと納税とはそもそもの制度設計も違いますことから、見込みを立てるとというのが非常に難しく、ポータルサイトの活用や、誘致企業様との交渉など、経済部全体で取り組むことで、目標額を4千万円ということで計上させていただいているところでございます。

○赤尾委員

見込みであります。要は市が使える財源として、今、見通しとして10億円下がるということですが、ふるさと応援寄附金の減額が、今後の財政に与える影響についてどのように考えているのかお尋ねします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

ふるさと応援寄附金の活用といたしましては、貴重な財源としまして各事業に充当することで、予算編成における一般財源の抑制に寄与しているというふうに考えております。今後、ふるさと応援寄附金の制度改正により、先行きが不透明な状況となっておりますけれども、行政活動の自主性と安定性を確保するため、自主財源比率を高める取組に努めてまいりたいというふうに考えております。

○赤尾委員

最後にちょっと要望しておきます。本市において、ふるさと応援寄附金をもたらす収益は、主要な財源であり、財政に与える影響は多大であると思えますし、近年、寄附額が大変好調で、多額だったことから、財政的に依存性が高まっているものと感じています。制度改正や、原材料の高騰などの難しい課題はありますが、全国的に返礼品の評価、知名度、特にハンバーグとかですね、は依然として高いものと思われますので、早急な取組を要望し、この質問を終わります。

○委員長

次に54ページ、55ページ、基金繰入金、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の54ページ、55ページ、概要書の6ページと90ページになります。財政調整基金繰入金、減債基金繰入金についてお尋ねします。令和6年度当初では、財政調整基金、減債基金が、財政調整に使用されていると思えますが、それぞれの基金の設置目的について説明ください。

○財政課長

基金につきましては、財政調整基金は、市財政の年度間における財政調整のための資金としており、減債基金は市債を償還するための資金を目的として基金を設置いたしております。

○赤尾委員

まだまだちょっと民間の感覚が抜けませんので、ちょっと行政用語が大変難しい。それでちょっと民間的な用語を用いて表現させていただきましますと、財政調整基金は、貯金とか内部留保とか、そのようなもので、減債基金は流動負債のようなもの、市債は市の借入金のようなもので、設置目的については今、ご説明頂いたとおり、財政調整基金は、年度間に収支バランスを調整する目的のために積立しておくもの、行政的な言葉で言うと歳入と歳出とかいう言葉になると思うんですけど、あと減債基金は市の借入金の返済に充てるために積立しておくもの。また、財政調整基金の特性というか、その他の目的として、予測できない自然災害等、また不測の事態に備えて積立しておくかなければならないもの、このような理解でよろしいでしょうか。

○財政課長

そのとおりで間違いありません。

○赤尾委員

それではこれらの基金、要は貯金を、年度間に取崩し、一般財源へ取りあえず、一度繰入れて活用していくことと思いますが、当初予算編成時における基金繰入金の推移を示してください。

○財政課長

本市の予算編成では歳入不足を補うために財政調整基金、減債基金により収支のバランスをとっております。直近3か年の状況につきまして、財政調整基金と減債基金を合計した額でお答えをさせていただきます。令和3年度は約42億6千万円、令和4年度は約40億6千万円、令和5年度は約46億6千万円となっております。

○赤尾委員

来年度は見通しというか、になると思うんですけど、当初予算資料ナンバー17の基金状況に記載があるように、財政調整基金を約26億7千万円、減債基金を約15億9千万円、合計で約42億6千万円を繰り入れる予定としているということですのでよろしいでしょうか。

○財政課長

そのとおりでございます。

○赤尾委員

では、各年度末における基金残高の推移をお示してください。

○財政課長

こちらとしては令和6年度当初予算資料の90ページ、基金状況表を御覧ください。一般会計の財政調整基金、減債基金の直近3か年の決算における残高を合計した額でお答えをさせていただきます。令和3年度が約164億6千万円、令和4年度が約172億5千万円、令和5年度が見込みとなりますが約134億9千万円となっております。基金の残高は臨時的な収入がない限り、財源調整として活用しておりますので、今後は減少傾向と見込んでおります。

○赤尾委員

今答弁を頂きました臨時的収を、何か例を挙げて教えていただくことができるでしょうか。

○財政課長

ただいまの臨時的収入という形ですけれども、予算編成上で想定していなかったものという形で私たちは捉えております。その中で、一例をもしお示するとしましたら、公共施設などの売却に伴う収入などが挙げられるかと思っております。

○赤尾委員

令和5年度はまだ見込みではありますが、令和4年度と比較し、合計で約37億6千万円減少するという試算ですね。では、令和6年度末の財政調整基金の残高が約31億4千万円、減債基金が約61億8千万円、合計約93億2千万円と見込まれていますが、この基金残高をどのように考えていますか。合計で41億6千万円ぐらい減るんですね。あくまで見込み見込みからの計算なんで、きちんとした数字ではないのかもしれませんが。特に顕著なのが、この財政調整基金、これが26億3千万円ぐらい減る見込みになっています。これをこの基金残高を、どのようにお考えなのか教えてください。

○財政課長

当該年度の歳入予算で、当該年度の歳出予算を賄っていない状況にある本市におきましては、財政調整基金を一定額確保することが必要となっております。一定額の確保がないことには予算編成ができないと認識をしております。3月定例会の際には、一時的に2か年分の予算の財源調整をする必要がありますので、その財源として確保していく必要があると考えております。

○赤尾委員

それでは、今後の財政運営の持続性はどのように考えておられるでしょうか。

○財政課長

本市の財政は今後、人口減少が進む一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増や、物価高等に対する対応、そして今後の大型投資事業を控えております。財政運営上の課題が顕在化していくことが見込まれております。本年度の予算編成における令和6年度末の財政調整基金残高は約31億円の見込みとなっております。ここ近年では財政調整基金を約26億円から37億円を繰入れて予算編成を行っておりますが、これまでの行財政改革の取組と現状を踏まえ、これからの行政経営に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○赤尾委員

それでは、まだまだ勉強中の1年生議員が言っていることとご容赦頂きたいのですが、ちょっと収入と支出、歳入と歳出、そのバランスが何か悪いように感じるんですよ。市として歳入の主たる原資でいうともう税金、市民からの税金、これというのは社会現象的に人口が減っていくと、税金はおのずと下がっていくということでしょう。先ほど質問させていただきましたふるさと応援寄附金、これも減少傾向にあると、様々な要因で、先行きが不透明であるというところですね。これは歳入の面。一方で歳出、これは高齢化がどんどん進んで、要はその社会保障だったり、福祉の費用というのが、これ膨らんでいくばかりですね。かつ、今ちょっとご説明にもありました、答弁の中にもありましたけど、大型事業が控えていると。そこへ投資すると。特に代表的なもので新ごみ処理施設、これ今370億円という、ちょっと試算が出ていますが、これを20年で償還すると。これイニシャルだけ、プラスアルファそのランニングコストがかかってくると。きちんとした数字ではないので言えませんが、年間20億円ぐらいかかってくるのではないかとというふうにはちょっと予測しています。この歳入歳出のバランスが悪い部分を今度基金で補うわけでしょう。この基金が枯渇していつけると。1年生議員としてはちょっと不安に思うわけです。

最後、要望と意見になりますが、基金が減少している、すなわち市の貯金が減少しているということになります。行政経営においてはこの貯金を増やしていくことが目的にはならないと思いますが、財政の安定化、予測のできない自然災害、住民福祉の増進の観点等から一定額は担保しておくことが大変重要であると考えています。答弁の中でもありましたように、今後、社会保障関係費が増大していくと予想されること。新ごみ処理施設をはじめ、市営住宅建替事業など大型投資事業が控えていること。また、本市の主要な財源であったふるさと応援寄附金が減少傾向であること等の懸念があり、将来的な財政運営に不安が残ります。早期に財政見直しをまず立て、財政健全化に向けた検討と対処を要望し、この質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の事項についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、「歳入」についての質疑を終結いたします。

次に、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

通告外の質疑になるんですけれど、公共施設等適正管理推進事業債についてお尋ねしたいと思いますが、この予算委員会を通じて、旧潤野小学校解体工事において、質問があつておりましたけれど、私もさきの一般質問で小中一貫校建設に伴う旧教育施設の売却についてお尋ねしておりますが、もう少し詳しくお尋ねしたいと思っております。今この質問する前に、同僚議員から歳入のほうの質問があつておりましたけれど、答弁の中で財政調整基金の確保においては、公共資産を売却した益を乗せてくるんだという説明もあつたかと思っておりますけれど、令和

5年度の補正予算に計上してまで、旧潤野小学校の解体工事に着手しなければならなかった理由を、再度お尋ねいたします。

○財政課長

今回の小中一貫校の整備に当たり、財源として使用しました地方債の一つに公共施設等適正管理事業推進事業の中の集約化複合化事業のメニューを活用しまして、既存の同種の公共施設を統合し一体の施設として整備を行ってまいりました。この地方債は借入れの条件に、集約化または複合化による統合前の施設の廃止が、集約化または複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われるものを対象とするものであることというような条件となっておりますので、集約後の旧施設の廃止を令和5年度までに実施する必要がありますがありましたので、早急に事業を進めたものであります。

○道祖委員

潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業での事業費とその財源の内訳を示してください。

○財政課長

潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業の事業費になりますが、総事業費は約6億7千万円。その財源内訳としましては国庫支出金、県支出金が約1億3千万円、そして地方債の活用ですが、こちら約5億2千万円を活用して事業を行っております。この地方債のうち、交付税措置率の有利なものを検討いたしまして、活用しましたが、その中で合併特例事業債を1億2千万円、公共施設等適正管理推進事業債を2億9千万円活用して、実質的な一般財源の縮減に努めた事業を進めてまいりました。

○道祖委員

それでは続きまして、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の事業費と財源内訳もお尋ねいたします。

○財政課長

楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業費では、総事業費が約5億6千万円、その財源内訳としまして国庫支出金、県支出金が約8億円、地方債が約4億2千万円を活用しております。こちらの地方債の活用としましても先ほどと同様に交付税措置率の有利なものをできるだけ活用して事業を実施いたしました。

○道祖委員

地方債を、有利な地方債を使ったということですが、この条件として、統合後施設の供用開始から5年以内に廃止するということが条件だったと思いますけど、廃止できない場合はどのようなようになるのでしょうか。

○財政課長

これまで県のほうと、事前協議を重ねてまいりました。その中で、借入れ条件につきましては、いかなる事情があったとしても、変更ができませんので、市の事業遂行が見込めない場合には、国等への変更協議などの協議を経て、その中で繰上償還や借換え等の協議を進めていくような運びとなります。

○道祖委員

施設の廃止とはどのような状態を言うのかお尋ねいたします。

○財政課長

施設の廃止ですが、既存施設の廃止とは、単に機能廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体、民間等への売却等により、従前の公共施設として、直ちに供用することができない状態にすることを指します。

○委員長

道祖委員、発言時間が5分を切っておりますので、お願いいたします。道祖委員。

○道祖委員

それでは、2つの統合に関して、令和5年度中に統合前の施設が廃止できなかった場合、財政に与える影響はどのようになりますか。

○財政課長

こちらまず、小中一貫校、飯塚鎮西校につきまして、こちらの令和5年度地方債残高が約22億4千万円あります。この地方債を、繰上償還、一括での繰上償還なのか、もしくは交付税措置のない別の地方債に借換えを行う必要が出てきました。あともう一校の小中一貫校穂波東校につきましては、こちらは令和5年度の地方債残高が約12億8千万円となっております。こちらもし現状有姿での売却ができなかった場合は、鎮西校と同様に、この地方債残高を繰上償還かもしくは交付税措置のない地方債への借換えを迫られる状態となっております。

○道祖委員

合わせて35億2千万円ですよ。これ国に売却ができてなかったら返さなくてはいけなかった金額は35億2千万円になる。けどこれは無事に売れたから、今、これは返さなくていいということでしょう。もしこれ返さなかったら、例えば財政調整基金が31億4千万円、年度末見込みがありますけど、もう既にこれから使ったとするならば、財政調整基金はもう赤字になっていたということですので理解していいですか。単純に言えば。

○財政課長

一括での繰上償還をしなければならない状態であれば、委員がおっしゃるとおりだと思います。

○道祖委員

先ほど歳入のところでいろいろ質疑があつておりました、まさに財政状況が厳しい状況だということだと思います。今まで合併特例債がありまして、合併後、職員の削減、議員の削減をやってきて、ある程度の基金を積み上げてきましたけれど、合併後もう17年、18年になってきますから、積み上げてきた基金が、いろいろな施設投資に回ってきましたので、今ご答弁あったように財政調整基金も枯渇してくるような状況になってきていると思います。これは、飯塚市だけではないみたいですね。せんだって3月11日の日経を読んでおられますと、平成大合併痛み先送りのツケということで、「自治体に迫る財政危機、国の優遇策終了で」というふうに記事が出ておりました。今までやはり合併特例債があつて、合理化して一本算定の関係があつて、財源がある程度確保できていたんですけど、今後それが使えなくなってくるということですよ。ですから、同僚議員が言っていたように、やはり収入と支出のバランスがアンバランスになっていくような状況になってきていると思うんです。ですからやはり今後の行政については、出さなくてはいけなし、例えばごみ施設にお金かかります、かかりますけれど、あれは2市1町でやっておりますので、相手もあることだし、市民生活に直接にかかるような施設は、やはりできるだけコストを下げながら取り組んでいかなくてはいけませんし、し尿処理場の改築も今後生じてきます。その財源というのはやはり厳しいものがあると思いますので、再三言っておりますけれど、やはり人口を増やしつつ、そしてここで働いている人たちから、住民の人から税収を上げていく努力をやはり今後もやっていかなくてはいけないというふうに私は思いますので、同僚議員も一生懸命言われておりましたけれど、今後のどうしても当初予算のときよりも期末になったら、補正補正で予算規模が膨れ上がってきているんですね。どうしても50億円ぐらい積み重なってきております。でもそれはもう致し方ない部分もあるかも分かりません。市民の要望、災害の復旧とかいろいろ出てくる。そのときにやはり心配するのは、手元の資金がなければ、非常に厳しいものがあるということで、やはりこれは同僚議員が一生懸命言われておりましたので、いい機会ですから、我々議員も気を引締めなくてはいけませんし、今後の行政運営においては、市職員、市長を先頭に、やはり要らないものは出さない。できるだけそういうような努力をしていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」についての質疑を終結いたします。

次に、「総括質疑」について、初めに、質疑通告されております過疎対策事業について、田中英美委員の質疑を許します。

○田中英美委員

267ページ、地方債の過疎対策事業債であります。令和6年度の実施予定事業についてありますが、まず初めに今回提出していただきました追加資料について説明をお願いいたします。

○総合政策課長

提出資料の112ページをお願いいたします。令和元年度から令和6年度までの過疎対策事業債の年度別の事業実施内容についての資料となります。このページがソフト事業、次のページがハード事業について一覧表にしたものとなっております。左の欄に過疎対策事業の事業名を、その右の欄から元年度から6年度まで、年度ごとに実施しました事業の事業費を記載し、いずれの年度も当初予算ベースでの事業費で記載しております。なお、令和元年度から3年度までは筑穂地域のみが対象で、令和4年度から6年度までは筑穂地域及び颯田地域が対象となっております。

○田中英美委員

それでは次に、予算書267ページの地方債に関する調書に令和6年度の起債見込額、過疎対策として7億9540万円が計上されておりますが、どのような事業に充当を予定されておられるのかお尋ねいたします。

○総合政策課長

令和6年度当初予算に計上しております過疎対策事業につきましては、追加資料に記載のとおり、ソフト事業では筑穂保健福祉総合センター管理運営事業、筑穂ふれあい交流センター管理運営事業や、まちづくり協議会活動推進事業のほか、予約乗合タクシー、コミュニティバス及びエリアワゴンの各運行事業など9事業に充当する予定としており、ハード事業では、颯田交流センター整備事業、サンビレッジ茜整備事業や、2路線の道路改良事業、内野小学校屋内運動場改修事業など8事業に充当する予定としております。充当予定額としましては、ソフト事業で7480万円、ハード事業で7億2060万円、合計7億9540万円の起債見込額となっております。

○田中英美委員

ただいまの説明によりますと、やはり従来どおり一般対策費に過疎債が充当され、過疎地域の特有の事業というのが感じられないように思われます。この過疎対策事業は、国の手厚い支援、法律で言いますと、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こうした特別措置を制定して、国を挙げて過疎地域の発展を支援するというところになっておるところでございますので、本市においても、市の主要政策として、過疎地域の活性化を図っていただきたいというふうに思っておるところでございます。

では次に、計画と年度ごとの事業実施計画の進捗状況についてであります。令和3年、現在の過疎計画を策定されておりますが計画の中に掲げている事業については5年間の計画期間の中で予定どおり、進捗しているのかお尋ねいたします。

○総合政策課長

まず計画策定の経緯でございますが、全庁的に計画期間内における実施予定事業を確認した後、計画の素案を策定しております。その後、筑穂地域におきましては、自治会連合会筑穂支

部の自治会長で構成されます新過疎地域振興委員会に、また颯田地域におきましては、まちづくり協議会の幹事会に素案を提示し、意見や要望を頂きながら協議調整を行った後に、市民意見募集を実施し、計画を策定いたしております。今回、令和6年度の当初予算に計上している過疎対策事業についても、本計画期間内に実施する予定として、各担当課より集約した事業でございまして、実施予定年度は、財政状況や他の事業実施との兼ね合い等によりずれがあるものもございまして、計画に沿った事業の実施に努めているところでございます。

○田中英美委員

この新過疎対策計画につきましては、住民の意見を聞いて策定するというところでございましたし、この当時、コロナ禍の非常に厳しい中で、説明会、また会議等の開催についても非常に工夫を凝らして、住民アンケートを2回実施し、16事業ぐらい、住民からの要望があったところでございます。その中で15事業ぐらいが、過疎計画書に計上されたというふうに思っております。計画ですから、全てとは思っていませんが、要望された方々から見ますと、非常に期待をされているというところでございます。それで前期の過疎計画が令和7年度までということで、残り2年しかない状況であります。その2年間で過疎対策を実施する担当課とも十分協議していただき、精力的に進めていただきたいと考えていますが、今後の過疎対策をどのように進められるのか、お聞きいたします。

○総合政策課長

委員が言われますとおり、前期の過疎計画が令和7年度までの2年間となっております。市といたしましても、過疎対策につきましては、非常に重要であるという認識の下、過疎債を活用しての事業の実施はもちろんのこと、過疎地域の活性化及び持続的発展を図っていく必要があると考えております。そのため先ほども申し添えましたが、その時々々の財政状況や他の事業実施との兼ね合い等を考慮しつつ、今後も引き続き過疎計画に計上している具体的な事業について、計画的な実施を推進するとともに、地域資源を生かした魅力ある地域づくりについて、事業実施の所管課と連携協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○田中英美委員

次に、過疎対策事業の明確化ということでお尋ねをいたします。この過疎対策事業は、先ほども言いましたように、国が特別措置法を制定してまで過疎地域の発展を支援するというところになっておるところでございます。したがって、予算書に関して、款項の中に、過疎対策費、あるいは過疎対策事業費という目を設置していただいて、どの事業に過疎債が活用されたか、分かりやすくしていただきたいという思いを持っておりますが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○財政課長

過疎債を活用する対象事業を予算書の中で明確にしてほしいということに、部分なんですけれども、現在の予算書では、16ページの第5表の地方債の中におきまして、包含された記載となっておりますので、対象事業ごとの表記はされておりませんが、別に提出しております予算資料の概要書のほうになりますけれども、歳入では市債を活用する事業一覧の中で過疎債を活用する事業名を記載し、歳出では過疎債の対象となる事業の財源の説明欄に、それぞれ記載し、過疎の対象事業が分かるようにさせていただいております。現在の対応としては、そのような形で対応させていただきたいと思っております。

○田中英美委員

予算の明確化につきましては、今後検討を要望しておきます。令和3年4月に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、これまで筑穂地区に加え、先ほど説明がありましたように、颯田地域が新しい過疎地域の対象となりました。これは国の手厚い財政支援によって過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、活性化を図ることになっておるところでございます。非常に重要な、特別措置法であるというふうに思っております。

ますが、最後に、市長にお尋ねいたします。市長の施政方針の中に過疎対策に関する事項が全くないように見受けられますが、不安を感じているところでございますので、市長の考えをよかつたら聞かせていただきたいと思ひます。

○行政経営部長

ただいまご質問の件でございますが、よく私も筑穂地域、颯田地域でそれぞれ過疎対策について、いろいろとご意見を頂いておるところでございます。今質問委員がおっしゃいますように、既存事業に充てられているのではないかと、目立ったような事業がないというようなお声は、非常に多く頂いております。ただ要は、それを活用することによりまして、地域の発展には大きく寄与していることは事実でございます。今後、過疎計画、令和3年に策定をいたしておりますけれども、今後の次期の計画に向けて、現在も取り組んでおるところでございます。また、過疎地域というのが、日本全国の市町村の約50%を超えております。中でも、飯塚市のような一部過疎地域というのは、非常にこれは稀でございます、これは合併による結果だというふうに捉えております。どちらもこれについては筑穂地区、颯田地区については、もう極めてもう質問委員がおっしゃいますように重要な財源であることと、地域の発展のために活用し、今後もその地域の人口減少に歯止めをかけるという意味においても、いろいろな事業に活用したいと考えておりますので、今後とも引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○田中英美委員

過疎地域の活性化は、先ほども言いましたように、国の手厚い支援によってこの法が制定して取組をされているものでありますし、またこれは議員立法で制定されたもので、期限があるということでございます。それでご承知のようにこれまで産炭とか、特定地域とか地域改善事業とか、時限立法が施行され、行政と地域が精力的に取り組まれて、一定の成果を、ハード面については一定の成果を見たというふうに思っておるところでございますので、市においても我々もでございますが、現在取り組まれておる飯塚市筑穂の日鉄跡地、この工業団地が過疎地域の活性化の起爆剤という役割を持つのではないかと大いに期待をしておりますので、過疎対策事業等においても精力的に取り組んで頂きますことを要望しまして、質問を終わります。

○委員長

次に、保留してました事項について執行部の答弁を求めます。90ページ、人権推進費、人権推進事業費、部落差別解消団体の補助金について、答弁を求めます。

○人権・同和政策課長

追加資料の組織改編についてをお願いいたします。この中において、まず右側の表の支部員数についてでございますが、こちら確認いたしましたところを世帯数と同じ意味合いということで確認をいたしました。

それから、右側に戻りまして支部長手当、1人当たり年4千円の根拠ということで、ご質問があつておりました。これにつきましては支部長の役割として、日常相談、それから連絡事項等でございます。この中には、交通費、通信費、相談の際に要する消耗品等が含まれております。交通費、通信費につきましては、ご自身の自家用車、それからご自身が持たれております携帯電話等を使用することとなっております。まず交通費が車をご使用になりますので、費用弁償的なものと考えまして、それが月3回見込まれているということで800円の単価を設定し2400円。それから通信費はご自身の携帯電話、スマートフォン等を使われます。これは一般的な各社の基本料金等を調べまして、その中において中間程度の月2400円の基本料金を考え、月のうち業務として3分の1程度、携帯電話を使用するだろうと見込まれますので、その分で2400円の割合として800円。それから相談時に使用するペーパー、筆記具等、それらほかのいろいろ様々な消耗品等を見込んで800円。それら合計が4千円という根拠になっております。

次に支部員のための活動費、1500円についてですが、こちらについては飯塚市協の旅費規程に基づいて1500円を設定、見込んでいます。

次に、高齢、女性、青年部長の調査行動費につきましては、こちらも市協の旅費規程に基づいて1500円という設定になりますが、支部長と違ってこの3人の専門部につきましては、市内全域というふうな活動の範囲になりますので、その分の倍を考えて3千円を設定しております。

最後に、その他、執行委員の活動費の5千円の根拠でございます。こちらにつきましては、執行委員という立場が市協の機関の3番目に位置する決議機関に所属する委員であります。

そのため支部長、高齢部長、女性部長の部分の活動、支部長4千円の手当、役割としては比率として1.25倍を見込んでいるということで、その分の比率を掛けたところ5千円になるということで、それがそれぞれの単価の積算根拠となっております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の事項について質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

颯田交流センターの整備事業費について、まちづくり推進課、保育課など、担当課がまたがっておりますので質疑いたします。工事概要資料の説明資料の5、6ページに颯田交流センター工事概要、工事期間が掲載されております。その説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長

颯田交流センター別館につきましては、建物自体の老朽化への対応と省エネ改修、施設利用者の利便性向上を目的として、防水工事をはじめ電気工事等を行います。スケジュールにつきましては、令和6年6月から工事着工、令和7年2月末を完了スケジュールとしております。

○金子委員

入札等の期間などが決まっていればお示しください。

○まちづくり推進課長

工事着工を6月からということにしておりますので、それに向けて発注等の手続をしております。

○金子委員

では、光熱水費の利用はどうなっているのか、分かる範囲でお知らせください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:57

再 開 11:57

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

来年度の光熱費につきましては、4月から工事の準備を進めますので、予算計上はしておりません。

○金子委員

分かりました。では、この工事の概要がお示しされておりますが、特に配慮されることなどあればお知らせください。

○まちづくり推進課長

今回特に、新たに授乳室が設置されておられませんので、設置を行っていきたいと思っておりますし、トイレのほうは和式ということで、洋式のほうの変更と、また多目的トイレに幼児用のトイレを設置したいというふうを考えております。

○金子委員

特に授乳室、トイレ等を整備したいということですが、これは利用者の声を聞いてからの工

事ということになるでしょうか。意見の聞き方についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

もちろんこの工事につきましては、利用者さんのご意見等も聞いておりますし、また子育て支援センターのほうが、同センターに入っておりますので、一緒に設計の中に入っていただいて協議を進めてきました。

○金子委員

利用者の声を聞くというのは大変重要かと思えます。ぜひ今後も聞いていただきたいと思いますが、今後その要望していることを聞くような体制というのはあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

工事につきましては、予算等もありますので、工事の進捗に合わせて、適時建築課と協議を行っていきたいと思っております。

○金子委員

この工事について周知はどのようにされておりますか。

○まちづくり推進課長

周知につきましては、交流センターだより等を通じて配布を行っております。また館の入り口のところに、掲示をして工事期間等の部分をお知らせしております。

○金子委員

最後に要望ですが、私は建物の在り方についてZEB化等のCO₂とか削減についての提案をさせていただきました。建物がより効果的に持続することも踏まえること、そして利用者の意見をしっかり聞いて、できることと、できないことを確認しながら、できるだけその意見を反映することを要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、「総括質疑」を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」案に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べることとし、ここでは、主な点について述べます。

まず、基本点についてであります。「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」地方自治の本旨が住民の福祉の増進を図ることを踏まえた、第1次から第2次にわたる総合計画によるまちづくりの18年間は、失われた30年と指摘される困難との格闘の中にありました。この間、暮らしと平和を守るために、市民の取組が延々と続けられました。今後のまちづくりと市政運営に生かすべきであります。国政においては、国際情勢において、深刻な逆流が生まれる中、平和ではなく、戦争の準備を進め、社会保障を脅かす政策が自公政権によって進められ、国民との矛盾を鋭くしています。自民党派閥の政治資金パーティー券をめぐる裏金は、誰によって、何のためにどのようにつくられ、何に使われたのか。国政、さらに地方政治はゆがめられなかったかなど、全容解明が求められる事態となっております。

現在、本市の市政運営はこれまで当たり前のように進められてきた国言いなりのやり方、一部の勢力に引きずられるやり方をきっぱり改め、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進を図る方向へ大きく切り替えるべきときを迎えています。

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図ることにあり、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではありません。しかるに、武井市長の施政方針と新年度予算案は、市民要求が

一部に反映された面があるとはいえ、福祉の増進を大胆に進めるどころか、逆に削減し、また大型事業や補助金、委託料、一部企業との協定を通じたなれ合いと市役所内の惰性が肥大化し、新たな無駄遣いを呼び込む傾向さえ見えるのであります。これらは本市の教育委員会、企業局のみならず、広域行政への影響を及ぼしかねません。暮らしの応援に関わる視点からは、物価高騰の下、学校給食費、子ども医療費の保護者負担軽減が維持され、今回予算において、保育料の保護者の負担軽減が一步進んだことは、長年にわたる市民の努力が全国の動きと結びつく中で実現した前向きな変化として歓迎するものであります。

学校教育費、子ども医療費、保育料、児童クラブ利用料の負担ゼロについては、予算規模の1%程度の財源で実現できるのに、しっかりした検討はまだ見られないのであります。

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、水道料の負担は、市民の暮らしと営業を圧迫し続けていますが、市民に対する本格的な支援はないままであります。

ごみ袋代のさらなる引下げが求められます。

武井市長が11月の市長選挙の選挙公報で掲げた4つの公約は、既に実現の見通しが生まれていたものばかりであります。

保育料の第2子までの無料化は9月議会への請願提出の段階で準備が始まり、市長候補の多くが公約に掲げ、12月議会で請願採択という経過があります。ところが、市民の多くが現金で支給をと訴えた生活応援クーポン券の再発行は、国の動向を見守ると言い、予算計上がありません。

農業者支援や運送業者支援は、JA福岡嘉穂や福岡県トラック協会嘉飯山分会の文書による要望を取上げた私の質問に、経済部長は昨年6月議会で農業者、農業団体の声を伺う。9月議会では、燃料費高騰対策についても検討すると答弁しました。これを公約に盛り込んだのが、武井市長であります。最初の12月議会では、経済部長はできるだけ早期に実現できるよう努めるとまで答弁しました。ところが、これも予算は計上されていません。

国の臨時交付金が使えることが分かっていたのに、重点公約に掲げた武井市長自身が予算計上を認めなかったわけでありまして。武井市長は、生活応援クーポン券、農業者、運送業者の支援について、公約違反だとの市民の怒りの声にどう応えるのでしょうか。

公正で透明な市政運営の視点からは、新体育館移動式観覧席入札、鎮西中学校跡地売却、部落解放同盟への補助金、NPO人権ネットいづかへの委託料、さらに麻生情報システムと一体となったダイワボウ情報システムとの協定など、歴代市長を含む市幹部と政治家、事業者とのなれ合いが市政運営と予算編成をゆがめる事態が、どこまで広がっているのか。是正のために何が必要か、市役所内部の真剣な自己検討とともに、真剣で厳格なチェックが市議会に求められるのであります。

大型事業の設計委託、市有地売却の鑑定は不適切な行為が入り込むすきまがないようチェックするための改善が必要であります。きれいな政治でなくては、暮らしの応援は進みません。地方自治法は第211条において、普通地方公共団体の長は、会計年度に予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならないと規定しています。予算の調製の権限と責任は市長にあります。調製に当たっては、公正性が保持されなければならないことは当然であります。今回審査の過程で予算計上に不可欠な根拠が説明できない。関係資料を提出できないなど、予算編成の在り方、真剣さが問われる事態まで明らかになりました。

この背景には、一部の勢力の特別扱い、市役所幹部のなれ合いがないか、厳格なチェックが必要です。今回市長が、市職員倫理条例の施行に関する規則を改定しましたが、昨年8月4日の立食パーティーを容認する立場を重ねて示したものであり、市長の政治姿勢が厳しく問われるのであります。地方自治法は第2章により、住民は、選挙に参加する権利、条例の制定または改廃を請求する権利、事務の監査を請求する権利、議会の解散を請求する権利、議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職を請求する権利、さ

らに教育委員会の教育長または委員の解職を請求する権利を有しています。ここには、地方自治と住民自治の最も重要な基本点が示されているわけであります。

議会については、地方自治法は第6章により、議会は住民が選挙した議員によって組織され、普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使します。議会は、もとより監視機関であり、市政のチェックをしっかりと行うところに重要な存在意義があります。市長が調製する予算審査を本飯塚市議会において、予算特別委員会において追加資料のさらなる充実、通告した項目の全てを質疑できた、これまでの運営に戻すことを含めて、委員会の運営を検討する必要もあります。

次に、指摘すべき主な点を述べておきます。市有地の管理に関して、明治坑周辺の住宅地の環境改善のために、契約書のあるものは契約書に従って、契約書のないものについては、関係者との合意形成を図る必要があります。

地域公共交通については、コミュニティバス等運行事業は、地域住民の多様な要望を日常的に受け止め、随時改善するとともに、ベンチや雨よけの整備を可能などころから進めるべきであります。国の補助事業の活用も求められます。

部落解放同盟に対する補助金は、新年度予算計上に至る経過は明らかになったことだけでも、極めて異常であります。7月、部落解放同盟と市の夏期交渉に、副市長ほか市幹部がそろって出席、8月4日、伊岐須会館、部落解放同盟書記長が案内し、市民協働部長の許可を得た人権・同和政策課長が参加した立食パーティーに27人も市幹部が参加、9月議会では、日本共産党が、一般質問と決算特別委員会で事実を確認を求め、検証を要求、追加資料によりますと、10月10日、9時30分から10時、伊岐須会館、市協書記長、飯塚市人権・同和政策課長、課長補佐が、部落解放同盟飯塚市協議会の補助金増額について協議をしています。市協、令和6年4月からの補助金について増額をお願いしたい。飯塚市、増額の理由を聞きたい。市協、部落差別解消のため、市協の組織強化を図る。そのため各地域における調査研究のための費用を試算したところ、今の補助金では足りない。飯塚市、口頭で言われても内容が分からない。また、組織強化を図るのであれば、規約改正が必要ではないか。具体的な内容を示してほしい。市協、臨時大会を開催し、規約改正を含め具体的な内容を説明する。後、10月31日、この書記長が辞任、補助金による給料の支払いは停止となります。11月5日、市議補選に、この前書記長が立候補、もちろん武井市長、当時、前教育長ですけれども立候補するわけです。7月7日、人権・同和政策課が新年度補助金を増額しない予算要求書明細を作成しました。11月12日、前書記長の市議選落選、武井前教育長、市長誕生ですね。12月、日本共産党が、改めて立食パーティー問題について、事実の確認と検証を求めたわけです。そこで追加資料、12月13日、9時半から10時、伊岐須会館、市協は委員長、財務委員長、執行委員。飯塚市は、人権同和政策課長、課長補佐。補助金増額の具体的な説明についてがテーマであります。市協、12月7日に市協の臨時大会を開き、規約改正について承認された。規約改正に伴い、市協の経費について試算した結果、40万4500円が不足するため、補助金の増額をお願いしたい。飯塚市、40万4500円の内訳を聞きたい。市協、組織強化のため、5つの支部統括を廃止し、支部の活動を増やし、地域の動きを今よりもよくする。このことにより、支部統括の費用を削減するが、各支部に対する費用が増加する。この増減の結果、40万4500円増加をお願いするもの。飯塚市、補助金増額の素案として持ち帰って検討する。同じく追加資料、12月18日、9時半から10時、伊岐須会館、市協、委員長、財務委員長、執行委員、飯塚市人権・同和政策課長、同補佐。補助金増額についてがテーマであります。飯塚市、12月13日に補助金増額の説明を受け協議した結果、令和6年度予算に計上することを検討する。ただし、予算要求になったとしても議会の承認を受けるまでは確定しない。市協、増額については引き続きお願いする。1月、部落解放同盟荊冠開、新年会ですが武井市長が参加と報じてありました。2月1日、前書記長が再び書記長に復職、規約上の手続は飯塚市とし

ては未確認。3月11日、市倫理条例施行規則の改正が総務委員会に報告される。8月4日、立食パーティーへの市職員の参加は今後も問題がないというものであります。

この予算審査に当たり、何が問題でしょうか。幾つもあると思います。しかしながら本日は、3点につき述べておきたいと思います。

第1に、市の立場はそもそもどういう立場かという点です。この間の点について言えば、税金で給料が賄われるものが、社会的に批判を浴びる言動があったときは、補助金返還を求める。また、県道用地買収をめぐる福岡県飯塚市部落解放同盟幹部の打合せで、社会的規範を超える発言があったときは補助金廃止を検討する。これは部長答弁を武井市長が確認したわけです。予算計上及び、この予算審査において厳格なチェックがこの視点から必要だと思うわけです。

第2に、市が新年度補助金増額の根拠とする部落解放同盟提出の資料について、予算特別委員会における私の質問に対し、全く説明できない状態に陥って答弁を保留し、今になって部落解放同盟に事情を聞くことにしたことは、予算計上の資格そのものが問われる事態であります。また、算出根拠について、金額にまともな理由がないことも今の答弁で分かりました。そもそも、大半が人件費であり、それを分け合うかのような、奪い合うかのようなやり方のために、市役所担当部が規約改正を求めるなど口を挟み、部落解放同盟が受け入れることは、部落解放同盟の自主的団体との標榜とは余りに矛盾があるのであります。

第3に、支部長への新たな手当の支給が市長選挙及び市議補選の直前に立候補予定の当事者、当時書記長から申し込まれ、選挙期間中に人権・同和政策課は増額見送りの予算要求書明細を作成したのに、前書記長が市議選補選落選、武井市長誕生の後、市長査定に向かうその時期、12月13日、12月18日に委員長、財務委員長、執行委員と伊岐須会館で2度協議、先ほども言いましたが、市長はその流れの中で1月4日、部落解放同盟新年会に参加、市長査定までに増額補助金が予算計上と変更になったわけであります。

これらは市民の目線で見ると、選挙の報償金を当選しようが、するまいが税金で支払うものに見えるのではないかと疑問が残ります。第3に、前書記長は、2月1日に再度書記長に就任したと説明がありました。税金による給料を2月分受け取ったとの説明です。部落解放同盟の規約によれば、書記長の選出は定期大会によるとなっています。この間に定期大会が開催されたことを市は確認しておらず、2月分給料支給が、適切であるかどうか、疑問が浮上しています。

敬老祝金を高齢者に支給する事業には約3795万円が計上されていますが、送付を受けたカタログから品物を選ぶ方式には戸惑いも多く、しかも現金支給額よりも、手間賃分だけ差し引いた額の品物になるわけで、高齢者にとっては二重に不利益です。現金を支給する敬老祝金事業に戻し、充実するべきであります。この敬老事業そのものを廃止し、ほかの予算に回したらどうかという質問、議論がありますが、日本共産党は反対であります。

子育て支援センターについては、颯田サンシャイン大規模改修、約3億5千万円をかけますが、その中で活動する颯田子育て支援センターは、本来の目的を考慮すれば、関係者の合意ないままの移転の押し付けは許されません。

生活保護は最後のセーフティーネットとして必要な市民がためらわずに申請できるように、生活保護申請書の改善、扶養照会の改善、生活歴の把握が仮にも申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきとの国の指導をしっかりと受け止めるべきであります。

市立納骨堂は墓地埋葬に関する法律に基づいて正しく管理し、希望する市民が申し込むことができるよう合意形成を図るために、市役所は担当を人権・同和政策課から変更する必要があります。

市条例で管理する農業施設35施設のうち、契約書があるのが僅か1施設とのことであります。不適正な状態が長年放置されたまま、新年度をこのまま迎えようとしているわけですから

ども、地域農業再生のために必要な施設は市の責任で管理の適正化を図り、希望する農業者が利用できるように直ちに是正すべきです。必要のない施設は廃止して当然です。

市営住宅は単身入居について入居資格につき、指定難病患者を含むよう対象者の拡大が求められます。老朽化した、狭い2階建てなどからの住替えなど、高齢者や障がい者の正当な希望に応えることができるよう、制度の拡大が求められます。

一部の空き家募集に当たって、部落解放同盟の了承がなければならぬとする市役所の見解は認められません。市条例に基づくルールに沿って適正に実施すべきです。

相田市営住宅建替は、地下28メートルあたりに石炭を掘った後の坑道があり、浅所陥没の危険が想定される相田公園に強引に1棟目を建てる計画です。2棟目以降の予定地にも同様の危険があり、このままでは総事業費はどこまで伸びるか分からない状況です。立地不適切と言わざるを得ません。周辺住民の意見は聞かず、理解だけを押しつけるやり方は、合意形成の努力とは呼べず、市民福祉、住民福祉のための公共施設の整備においては、認められません。

工業団地造成については、設計委託料として栗尾工業団地に関するもの、飯塚あかね工業団地に関するものがあります。必要性を含めて計画の検討が不足していないか、地域住民の合意の形成はどうか、形成の努力はどうか。特に、飯塚あかね工業団地は日鉄鉱業から炭鉱ボタ山跡地周辺の用地を取得するに当たって、鉱業法第109条、あるいは、鉱害賠償登録を示した各条に矛盾する契約を交わすことが認められないのは当然であります。三菱マテリアルから炭坑ボタ山跡地を取得した鯉田工業団地造成と企業誘致の経過から、教訓を明らかにしておくべきです。

環境保全については、住宅地周辺の土砂埋立て地、用地造成を理由にした山間部への土砂の不法投棄、メガソーラー乱開発、産業廃棄物処理施設をはじめ、様々な環境悪化が進行しています。自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状に鑑み、市と市民が連携して自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とした本市自然環境保全条例の規定に基づいて、飯塚市が誠実に、取り組むことを求めるものであります。

大将陣公園横の感染性医療廃棄物の処分場計画は、中止を求めなければなりません。

次に、人権啓発事業委託料については、事業を開始時は約1044万円。今回予算計上は約5307万円と5倍に膨れ上がっています。その委託料の累計は約7億8084万円になるわけです。消費税だけでも約5650万円にもなります。新型コロナ禍の下で、委託事業の一部が実施できなかったにもかかわらず、適切な委託契約変更が行われず、このNPO人権ネットワークは資産を2019年度末、約229万円から2023年度末、約1163万円へ急増させています。さらに約5650万円の消費税が適正に納付されている証拠資料をこのNPOが市に提出できないために、本予算特別委員会に市が提出できず、かわりにNPO活動計算書が提出されました。消費税を本当に納税したのであれば、記載があるべき租税公課の費目そのものがありません。約5650万円のうち、どれだけが消費税として納税されたのか、市は全く把握しておらず、その意思もないのであります。市が消費税相当額と渡した約5650万円と納税額の差が著しいときは、またそもそもこのNPOが消費税免税事業者であれば、納税証明書を提出できるわけがありません。NPO活動計画書にあらわれない支出、あるいは資産形成がないことを証明するのに役立つはずの消費税納税証明書をなぜこのNPOは提出しないのでしょうか。本委員会にその納税証明書も提出されないような状態のまま、今回予算計上を予算特別委員会は認めるべきではないと考えるわけです。武井市長はこの際、税務署とも連携をとりながら、市内部監査を行うとともに、監査委員にしかるべく監査を求めるべきであります。市議会としては、地方自治法第100条によって、調査すべき案件が浮き彫りになったということだと思えます。

35人学級編制とともに、児童生徒が増加する学校、減少する学校について課題を明らかに

し、義務教育の環境整備に万全を尽くさなければなりません。特別支援学級に通う子ども、児童生徒の支援の充実が求められます。

児童クラブは、安全で快適な施設へ改善充実のために、引き続き努力が必要です。利用料の保護者負担軽減とともに、支援員の処遇改善が求められます。遊戯室のエアコン設置のために、丁寧な室温調査が必要です。

小中一貫鎮西校におけるSTEAM教育に関する協定は、ダイワボウ情報システム株式会社とともに、麻生情報システム株式会社の前市長、藤江美奈副市長、当時教育長の武井現市長の関与が不透明のままです。学校、パソコン教室の多くをバッテリーが壊れた状態にしたまま特定企業の利益につながることに必死になるという姿は、教育の現場にふさわしいでしょうか。指摘をしておきます。

大将陣公園東側のグラウンドゴルフ場整備事業については、総事業費おおむね5億8千万円とされる大型事業ですが、すぐ近くに計画中の感染性医療廃棄物等産業廃棄物焼却処分場とは共存できず、武井市長は、飯塚市自治会連合会や関係自治会、桂川町と連携をとり、事業者、福岡県に計画中止を求めるべきであります。

市税や国民健康保険税の督促催告業務を、民間業者に委託していることは、個人情報管理について危惧されるところがあり認められません。

市有地売却は、鎮西中学校売却などプロポーザルによる選定委員会の公正性と透明性の確保のために、応募者と関係のあるものを除くべきではなかったか。ルールをつくらなかったのはなぜか、疑問の残るところなのに、改善の意思が全く見られません。

ふるさと応援寄附金については、安定的な財源として位置づけることができず、地方交付税措置の拡充こそが必要ですが、本市の福祉の増進のためにと、職員の努力も含めていただいた寄附金は、その趣旨に従って適正に活用されるべきであります。

以上、日本共産党は、暮らしの応援の視点、無駄遣いを許さない視点、公正で透明な市政運営を貫く視点に基づく立場を市民とともに進めるために、決意を込めて今回予算案に反対するものであります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。本特別委員会においては、3日間という限られた時間の中で非常に中身の濃い、充実した審査をできたものと思います。

これは委員各位並びに執行部の皆さんのご協力の賜物と感謝いたしております。また、執行部の皆さんにおかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成などしっかりと対応していただき、本当にご苦労様でした。

さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり意見があっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また、市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

これをもちまして、令和6年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。